



ナチ・ドイツの経験にみる 緊急事態条項の危険性

2020年12月12日 土 13:00-15:00

会場参加

先着
50名
限定

&インターネット中継

事前
申込

安倍内閣総理大臣（当時）は、2020年4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新型インフルエンザ特措法に基づき「緊急事態宣言」を発令し、同月16日には岡山県も緊急事態措置の対象区域に指定しました。これに基づき、岡山県知事は、同月17日、県内全域における外出自粛要請を発しました。

一方、政府は、緊急事態宣言に先立つ本年2月27日に、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における全国一斉の臨時休校を要請するなど、新型インフルエンザ特措法に基づかぬ「緊急措置」がとられてきました。このような経緯もあり「緊急事態宣言」の位置づけや必要性がよくわかりにくかったのではないかでしょうか。

新型インフルエンザ特措法に基づく「緊急事態宣言」では不十分であり、緊急事態対応のための憲法改正が必要であるとの意見があるそうです。しかし、憲法に緊急事態条項を盛り込むことは、基本的人権の保障を後退させるおそれがあります。

かつて最も民主的と言われたワーマール憲法下のドイツが、緊急事態条項によってナチ党の独裁に至りました。これから時代に我が国がどのような緊急事態制度を設けるべきなのか考えていくため、緊急事態条項が用いられてきた歴史から学んでいきましょう。



講師：石田勇治（いしだ・ゆうじ）

京都市生まれ。マールブルク大学 Ph.D 取得。東京大学大学院総合文化研究科（地域文化研究専攻）教授。専門はドイツ近現代史。主な著書に『ヒトラーとナチ・ドイツ』（講談社現代新書）、『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』（白水社）、『20世紀ドイツ史』（白水社）、共著に『ナチスの「手口」と緊急事態条項』（集英社新書）、共編著に『想起の文化とグローバル市民社会』（勉誠出版）、『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』（勉誠出版）、『ドイツ市民社会の史的展開』（勉誠出版）、『ジェノサイドと現代世界』（勉誠出版）、『ドイツ文化事典』（丸善出版）、資料集に『ドイツ外交官が見た南京事件』（大月書店）がある。